

## タイ王国 (Kingdom of Thailand)

### 通 信

#### I 監督機関等

##### 1 デジタル経済社会省 (MDES)

Ministry of Digital Economy and Society

Tel.	+66 2141 6747
URL	<a href="https://www.mdes.go.th/">https://www.mdes.go.th/</a>
所在地	120 Moo 3, Prathunam Bldg, 6-9 floors, Government Complex, Thanon Chaeng Watthana, Thung Song Hong, Khet Laksi, 10210, THAILAND
幹 部	Putthiphong Punnakan (大臣/Minister)

所掌事務

2016年9月、省庁再編に伴い設立された。前身である情報通信技術省(MICT)から概ねすべての部局と権限を引き継ぎ、以下を所掌する。

- ・デジタル分野における国家計画・政策・規制の提案・管理・評価
- ・国家経済社会のための電気通信網の開発と管理
- ・国家競争力の強化、生活水準の向上に資するデジタル人材育成を含むデジタル技術の利活用・イノベーション・研究開発の振興と支援
- ・デジタル政府実現に向けた政府機関によるデジタル技術の利活用の振興と支援

同省は、通信、放送、電子取引、データ・プライバシー、コンピュータ犯罪、インターネット・コンテンツを所掌する。

また、国有企業の(TOTとCAT Telecom等が合併して成立する予定の)National Telecom (NT)、タイ郵便(Thailand Post)も同省の所掌である。

##### 2 国家放送通信委員会 (NBTC)

National Broadcasting and Telecommunications Commission

Tel.	+66 2670 8888
URL	<a href="https://www.nbtc.go.th/">https://www.nbtc.go.th/</a>

所在地	87 Phaholythin 8, Samsen Nai, Phayathai, Bangkok 10400, THAILAND
幹 部	Sukit Khamasundara (委員長代理/Acting Chairman)

所掌事務

NBTC の前身である国家通信委員会 (National Telecommunications Commission : NTC) は「1997 年タイ王国憲法」第 40 条を受けて 2000 年 3 月に公布された「NTC-NBC 法」に基づき、2004 年 10 月に設立、同年 11 月 1 日より業務を開始した。2010 年 12 月には、通信事業と放送事業を監督する NBTC の設置を規定する法律「NBTC 法」(Ⅱ-1 の項参照) が施行され、2011 年 9 月には NBTC の委員が選出された。NBTC の主な所掌事務は以下のとおりである。

- ・政策立案及び電気通信部門のマスタープランの策定
- ・周波数の利用免許付与及び規制
- ・電気通信事業の免許付与及び規制
- ・電気通信サービスのための標準化と技術仕様の決定
- ・相互接続の規則及び手続の規定の策定
- ・消費者保護の規則と手続の規定の策定
- ・公正で自由な競争のための規定の策定

NBTC の委員数は従来 11 名であったが、2016 年改正で 7 名となった。現委員の任期は終了しているが、新委員が選定されるまで暫定委員として職にとどまる。

## Ⅱ 法令

1 周波数割当及び放送・電気通信規制のための組織に関する法律 (Act on Organizations to Assign Radio-Frequency Spectrum and to Regulate Sound Broadcasting, Television Broadcasting and Telecommunication Services : NBTC 法)

2010 年 12 月施行。電気通信事業と放送事業を監督する NBTC の設置及び所掌業務等を規定している。NBTC の主な所掌業務には、当該分野での政策立案及び電気通信部門のマスタープランの策定、周波数の利用免許付与及び規制、電気通信事業の免許付与及び規制、電気通信サービスのための標準化と技術仕様の決定、相互接続の規則及び手続の規定の策定、消費者保護の規則と手続の規定の策定、公正で自由な競争のための規定等がある。

2017 年 6 月及び 2019 年一部改正。2017 年改正で NBTC が既存の免許人から未使用又は利用率の悪い周波数を再割当のために回収し、免許人と他の関係者間で周波数を共有できるようになった。また、周波数需要が逼迫していなければ、周波数オークションの免除可能となった。

## 2 電気通信事業法 (Telecommunications Business Act)

2001年施行、2006年及び2019年一部改正。事業免許、市場競争のセーフガード、相互接続、料金、ユニバーサル・サービス、線路敷設権に関する手続の整備等、市場競争の環境整備について規定している。

## 3 憲法

2007年憲法第47条では、放送分野及び通信分野の規律、周波数監理を行う単一の機関の設置を規定している。2011年9月に上院において11人の委員が選出され、国王によって任命された。

その後、新憲法が2017年4月に施行された。2017年憲法第60条では、周波数と衛星軌道を国家資産と位置付け、同第274条でNBTCがこれらの国家資産の管理を行うと規定している。

# III 政策動向

## 1 免許制度

### (1) 事業免許

「電気通信事業法」第7条において、電気通信分野の事業免許は、以下の3種類が規定されている。

事業免許種類

免許	定義
第1種 事業免許	<ul style="list-style-type: none"> <li>・非設備ベースのサービス</li> <li>・自由なサービス提供が妥当と思われる性格のサービス</li> <li>・NTC（現NBTC）への届け出後、認可</li> </ul>
第2種 事業免許	<ul style="list-style-type: none"> <li>・非設備ベース、あるいは設備ベースのサービス</li> <li>・特定の利用者に提供されるサービス</li> <li>・自由で公正な競争、公の利益、消費者保護の観点から、重大な影響のないサービス</li> <li>・NTC（現NBTC）が定めた免許条件に事前に完全に合致後、認可</li> </ul>
第3種 事業免許	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業者が基盤として運営する設備をベースとするサービス</li> <li>・一般大衆に対して提供されるサービス</li> <li>・自由で公正な競争、公の利益の観点から、重大な影響のあるサービス、消費者を保護する理由のあるサービス</li> <li>・NTC（現NBTC）による審査後、認可</li> </ul>

同法によると、NTC（現NBTC）は以上の3種類の免許について免許取得条件を定め、「電気通信事業法」施行以前からの既存事業者には免許を発行しなければ

ならないと規定している。なお、同法の各免許基準については、NBTC が詳細を規定する。

#### (2) 免許条件とユニバーサル・サービス基金

NBTC では、2012 年にユニバーサル・サービス基金制度の改革を実施した。従来のユニバーサル・サービス基金を NBTC 基金 (the Broadcasting and Telecommunications Research and Development Fund for the Public Interest) へ移管し、用途についても高速インターネットに拡大するものとなっている。任期 3 年の 11 名の基金管理委員会がユニバーサル・サービス基金の管理を担うことになった。また、NBTC では、2012 年から 2016 年の 5 年間の期間を対象とする「ユニバーサル・サービス義務マスタープラン (Universal Service Obligation Master Plan)」を策定、以下のような 10 の目標を掲げた。

- ①人口の 95% が音声サービスにアクセス可能にする。
- ②対象地域の村ごとに 1~2 台の公衆電話を敷設する。
- ③人口の 80% 以上が 2Mbps 以上の高速インターネットにアクセス可能にする。
- ④対象地域のコミュニティ、学校、公衆ヘルス・センターに 2Mbps 以上のアクセスが可能なインターネット・センターを設置する。
- ⑤対象地域の 5 万世帯で高速インターネットを利用可能にする。
- ⑥障がい者、若者、高齢者、少数民族向けに 2Mbps 以上のインターネット・センターを 500 か所に設置する。
- ⑦10 万人以上の障がい者向けに特別コミュニケーション・システムを提供する。
- ⑧インターネット・コンテンツの開発を促進する。
- ⑨緊急通報番号を提供する。
- ⑩基礎電気通信サービスとユニバーサル・サービス制度の研究開発を促進する。

#### (3) 外資規制

「電気通信事業法」では、第 2 種事業免許及び第 3 種事業免許の事業者の外資規制は、25% と規定されていた。2012 年 7 月、NBTC は外資規制に関する規制の改正を承認し、電気通信事業における外資の優越の防止を図った。その一方で、国内の電気通信事業に対して、「電気通信事業法」及び「外国人事業法 (Foreign Business Act)」を順守し、改めて外資の上限比率は 50% 未満という指針を示した。

#### (4) 「2012 年電気通信事業基本計画」

同計画は、公示から 5 年間に適用されるもので、電気通信事業の開発に注力することや、情報技術へのアクセスの格差是正、国の競争力強化等を図るとしている。また、同計画で掲げられた六つの目標は、以下のとおりである。

- ①国民が、良質な通信サービスをあまねく適切かつ公平な価格で利用可能にする。教育、保健衛生、文化、国家安全保障等の公共分野における国民の利益最大

化を考慮する。

②既存事業者と新規参入事業者間を含めた事業者間の自由で公正な競争を促進する。

③通信資源の効率的使用の促進、平時と緊急・災害時等の両方のニーズに十分対応可能なものとする。

④音声サービスとブロードバンド・サービスの固定通信サービスへのアクセス機会を拡大する。

⑤消費者の権利意識と知識向上を図り、消費者保護制度のメカニズムの開発を行う。

⑥国際レベルでの国の競争力を強化する。

#### (5) MVNO の免許条項

2012 年以降、NBTC は MNVO 法により MNO に対しネットワーク容量の 10% を MVNO に提供するよう義務付けるとともに、MVNO に対して以下の項目を順守することを要求している。

- ・すべての MVNO は第 1 種事業免許（非設備ベース）に分類される。
- ・標準的な MVNO の免許期間は 5 年かつ更新可能。
- ・MVNO は毎年免許料を支払う。また、ユニバーサル・サービス基金への支払いも行う。
- ・MVNO は免許を取得してから 1 年以内にサービスを開始することが望ましい。ただし、サービスを開始しない MVNO に対して NBTC から措置があったという事例はない。
- ・MVNO はユーザの名前、住所、身分証明書に記載された詳細な情報等についてデータベースを用いて管理することが要求される。ユーザの ID 登録が義務付けられている。
- ・MVNO が通信回線の管理にかかわることを一切禁止する。
- ・MVNO は顧客を差別しない通信サービス計画を用意する義務がある。
- ・MVNO が新しい設備を導入する際は NBTC に通知する義務がある。
- ・MVNO は 6 か月ごとにサービスの運営成績を NBTC に報告する義務がある。
- ・MVNO は消費者のサービス利用に対する請求金額と支払いシステムを整備する義務がある。一連の手続と報告は会計監査を受ける。
- ・MVNO がユーザに対してサービスを継続して提供することができなくなった場合、代替サービスを提供する義務がある。

## 2 競争促進政策

チュアン政権時の 2000 年 9 月に、TOT（当時）と CAT（当時）を株式会社化する方針が決定された。TOT については 2002 年 7 月に株式会社化、CAT については 2003 年 8 月 CAT Telecom とタイ郵便に分割したうえで株式会社化し、3 社

の株式のすべてを財務省が保有することとなった。

なお、政府部門合理化のために、TOTとCAT Telecomは2021年1月に新会社NTに完全統合され、その他の電力会社等の公的な通信ネットワーク・インフラを含め新会社に移管される予定である。なお、合併後の株式は財務省が保有する。

### 3 ICT政策

タイにおけるICT分野の振興政策の長期的枠組としては、「ICT2020」があり、その実行計画として4年ごとの期間を対象とするマスタープランが策定されている。その他、2011年には、「国家ブロードバンド政策」が導入されている。これまでのICT分野の振興政策の概要は以下のとおりである。

#### (1) 「国家ブロードバンド政策」(National Broadband Policy)

2010年11月に閣議決定。ブロードバンドの人口普及率を2015年までに80%、2020年までに95%とする目標を設定している。

#### (2) 「ICT2020」(2011～2020年)

2011年5月に内閣承認。同政策枠組では以下の目標が掲げられた。

- ・ユニバーサル・ブロードバンド・アクセスの実現（国家ブロードバンド計画の目標と同じ数値目標を掲げている）。

- ・知識経済化に対応する人材育成（人口の75%が情報リテラシーを身に付け、ICT専門家を人口3%の割合まで高める）。

- ・ICT産業をGDPの18%を占めるまでに成長させる。

- ・世界経済フォーラムのNetwork Readiness Indexにおいて、ランキング上位25%以内に入る。

- ・インターネット関連雇用を創出し、社会的弱者の生活水準向上を図る。

- ・ICTの重要性が認知され、環境に配慮した参加型の経済社会発展を図る。

このビジョンについて、「ICT2020」では、「スマート・タイランド構想（The “Smart Thailand 2020” Vision）」と命名している。同構想の実現に向け以下の七つの戦略が策定された。

- ・戦略1: 全社会階層がどこからでも利用可能で安全なインフラとしてのブロードバンド通信の構築

- ・戦略2: 世界レベルの専門的知識を有するIT専門家の育成

- ・戦略3: ASEAN経済統合や自由貿易を利用したICT産業の競争力強化

- ・戦略4: ICTを活用した行政サービスの革新

- ・戦略5: ICT活用による製造業、農業、サービス産業の競争力強化

- ・戦略6: ICT活用を推進して社会的経済的格差を是正し、教育・医療といった基本的な公共サービスにおいて、全国民がアクセス可能となる環境の構築

- ・戦略7: ICTを利用した環境に配慮した社会・経済の創造

(3)「第3次国家ICTマスタープラン」(The Third Thailand Information and Communications Technology Master Plan) (2014～2018年)

同マスタープランにおける八つの目標は以下のとおり。

①高度なセキュリティを持つインターネットのアクセシビリティ向上に向けたブロードバンド基盤開発支援

②ICT基盤開発戦略を推進するための十分な人材育成

③サービス産業とクリエイティブ産業を効率的に開発

④ICT産業による経済成長を促進

⑤電子政府サービスのイノベーションを推進

⑥内部管理とデータの相互運用性を高めるためのスマート・ガバメントの開発

⑦ICTを経済に適用し、包括的な成長を促進

⑧サイバー・セキュリティの向上

(4) デジタル経済社会開発計画案

2015年3月に、国家デジタル経済社会準備委員会が設置されており、2016年2月には同委員会がデジタル経済社会開発計画案を作成し、同年4月に閣議で承認された。

同計画の特徴は、4フェーズ20年間という長期にわたる計画である点である。1年半の期間の第1フェーズでは、デジタル基盤を構築、5年目までの第2フェーズでは、すべての人がデジタル技術の恩恵が受けられるように包括性を向上させ、10年目までの第3フェーズでは、デジタル技術とイノベーションにより国を変革する、20年目までにデジタル・リーダーシップを獲得し、先進国となるという計画である。戦略的な取組領域は六つ設定されており、①全国に大容量のデジタル・インフラの構築、②デジタル技術による経済活性化、③知識駆動型のデジタル社会の創出、④デジタル政府への変革、⑤デジタル時代に対応した労働力の育成、⑥デジタル技術の利用における信頼の構築となっている。

(5)「Thailand 4.0」ビジョン

「Thailand 4.0」を長期的な経済発展のモデルとして位置付けている。2016年7月に、プラユット・チャンオーチャー首相が演説の中で「Thailand 4.0」政策に言及し、同政策は、従来の政権のポピュリスト的な政策とは異なり、長期的に課題に取り組み、民間が主導する持続的な発展を目指すものだとしている。具体的には、20年間を対象とする戦略計画により、創造性、イノベーション、技術を重視して、経済政策と構造改革を実施していくとしている。同政策がターゲットとしている産業分野は、引き続き奨励する産業として①次世代自動車、②スマート・エレクトロニクス、③メディカル&ウェルネス・ツーリズム、④農業・バイオ技術、⑤食品加工、新しい産業として⑥ロボティクス、⑦バイオ燃料・バイオ化学、⑧航空・ロジスティクス、⑨医療ハブ、双方に跨がる産業として⑩デジタ

ルが挙げられている。なお、首相府広報局の記事によると、タイの発展は以下の3段階を経ており、「Thailand 4.0」はその次の発展段階を指すものとされている。

- ・ Thailand 1.0 : 農業中心の社会構造
- ・ Thailand 2.0 : 軽工業の開発により低所得から中所得国への移行
- ・ Thailand 3.0 : 重工業化により経済成長を持続

#### (6) ブロードバンド普及拡大策

MDES は、2017年5月、低価格のブロードバンド・アクセスを2018年中盤までに、民間事業者がネットワークを敷設する可能性が低い地域も含めて、すべての村落に普及させる意向を明らかにした。

#### 4 SIMカードの登録制度

NBTC は2015年2月にプリペイドSIMカードのユーザ登録を行う制度を開始し、同年8月にユーザ登録を完全義務化した。この制度により事業者は、登録されていないプリペイドSIMカードの端末に対し、通話やメール等を使用できないように措置を講じる必要がある。なお、既存ユーザの登録期限である2015年7月31日までに、AIS では利用者の83.5%、DTAC では79.9%、TrueMove H では76.8%について登録が完了した。また、国家安全保障の観点から、NBTC は2017年12月より、すべてのネットワークを保有する移動体通信事業者に対して、新たなSIMカードの登録認証に、顔認証や指紋認証等の生体認証の導入を義務付けた。2018年2月にはすべての移動電話契約についても生体認証が導入された。

## IV 関連技術の動向

### 基準認証制度

「電気通信事業法」及び「無線通信法」の規定に基づいて、NBTC が電気通信機器の技術規則の制定を行う。NTC（現NBTC）は2007年に無線機器を含む電気通信機器の新しい基準認証制度を発表した。機器はNBTCが定める技術規則を満たしたことをNBTC又は外部の試験認証機関によって証明された後、NBTCによる登録（Class A）又は認証（Class B）を受けて市場に出される。また、短距離無線機器等の簡易な機器については、供給者適合宣言（Supplier's Declaration of Conformity : SDOC）での販売が可能である。

## V 事業の現状

### 1 固定電話

従前、国内通信はTOT、国際通信はCAT Telecomがサービスを提供してきたが、現在では、免許制度の導入により、国内・国際といった両社間の事業区分はなくなっており、また、民間通信事業者もNBTCから免許を受けて国際通信等のサービスを提供している。また、民間事業者としてはTrue（2017年まで）及び



TT&T（2016年まで）の参入があった。両者とも PSTN は撤退しそれ以降、VoIP のみの提供となっている。

タイにおける固定電話回線数は減少傾向にあり、2019 年末現在、国内全体の固定電話回線数（PSTN と VoIP）は約 261 万となっている。2018 年末現在、TOT が依然として最大の事業者となっており、提供している PSTN 回線数は約 231 万である。

## 2 移動体通信

### （1）加入者数

国内初の商用 LTE サービスは、総合通信事業者の True Corp 傘下の TrueMove（現 TrueMove H:通称 True）が 2013 年 5 月に 2.1GHz 帯を利用して開始した。AIS は 2016 年 1 月、1800MHz 帯及び 2100MHz 帯の LTE-Advanced（LTE-A）サービスを開始した。同月に TrueMove（当時）は商用 LTE-A サービスを開始し、タイ人口の 97% をカバーすることを目標とする計画を発表した。一方、DTAC は 2015 年 11 月に従来の 2100MHz 帯の LTE サービスを拡張し、バンコク都内で 1800MHz 帯の LTE サービスを開始した。また、CAT Telecom は 2016 年 11 月から、TOT は 2018 年 6 月から LTE 方式でのサービスを開始した。

2018 年末現在で 3G 加入者総数が約 3,980 万、LTE 加入者総数が約 5,214 万となっており、LTE への移行が進展している。

5G については、AIS は 2.6GHz 帯を使い 2020 年 2 月、True は 2.6GHz 帯を使い同年 3 月に、DTAC は 26GHz 帯を使い同年 8 月、統合を控えた CAT Telecom 及び TOT も 2020 年第 4 四半期にて提供開始予定である。

2015 年 2 月から開始されたプリペイド SIM カードの登録制度（Ⅲ－4 の項参照）の影響により、同年 1 月から 9 月までにかけて移動体通信の市場規模は大きく縮小した。この 9 か月間で大手民間 3 社（AIS、DTAC、TrueMove（当時））は合計 1,100 万の顧客アカウントを喪失した。ところが、移動電話の普及率も 120% と高いことから、タイ国民の多くが既に複数の端末を所有、更に市場が成長していくことが見込まれる。

国営の TOT と CAT Telecom の 3G サービスは、政府方針により、消費者に直接サービスを提供する事業から民間事業者への回線卸売を行う事業へシフトした。その後、2015 年 10 月に NBTC が TOT に対して LTE 方式でのサービス提供を許可し、全体に占めるシェアはわずかではあるが、LTE の加入者が増加している。また、CAT Telecom の LTE の加入者数も増加傾向にある。

### （2）MVNO の動向

2020 年 2 月現在、MVNO の免許を持つ事業者は 44 である。2019 年 6 月現在、主な事業者としては、DTAC 子会社の Finn モバイル（旧 Line）、ホワイトスペース（旧ペンギン）SIM が大手二社である。なお、移動体通信の全加入者から見れ

ば、MVNO の加入者シェアは 1%未満である。

### 3 インターネット

2016 年 1 月に内閣はユニバーサル・サービス基金から 200 億 THB を、国内すべての村でブロードバンドのインフラ整備を行うプロジェクトに割り当てた。このプロジェクトは TOT と CAT Telecom が主導、MICT（当時）が監督し、地方の低収入世帯にも高速なインターネット・サービスを提供できるようにするねらいがある。2017 年 9 月、NBTC は、TOT、CAT Telecom、True 等に対し、130 億 THB の 10 契約を結び、整備が終了したゾーン C の外側に当たる 3,920 村（210 万世帯、630 万人相当）のブロードバンド・ネットワークを構築した。

なお、2019 年 12 月末時点で、1,078 万件（世帯普及率 47%）の固定ブロードバンド加入者がいる。

ブロードバンド接続サービス事業者としては、2015 年 9 月時点では Triple T Broadband（TT&T）が提供する 3BB ブランドの市場占有率が TOT を上回り首位になっていたが、2020 年 9 月現在では、True が首位となっている。

光ファイバの導入については、True は 2016 年末までにバンコク都内で 400 万戸、タイ全国で 1,000 万戸への光ファイバ・ケーブルの導入を目指し、2018 年 2 月時点で、光ファイバとケーブル技術の組み合わせにより、最速下り接続速度が 300Mbps であるネットワークの 1,000 万世帯をカバーする地域への敷設を完了した。また、AIS は 2015 年 4 月に光ファイバ通信サービスに参入し、2018 年 2 月までに 600 万世帯に対し固定ブロードバンド網を整備した。

衛星ブロードバンドについては、2005 年 8 月 12 日、Thaicom の iPSTAR（Thaicom 4）が打ち上げられた。アジア・太平洋地域の 10 か国をカバーする世界最大のブロードバンド衛星の iPSTAR は、45Gbps の伝送能力を有している。Thaicom では、その他の衛星として、Thaicom 6/Africom1、Thaicom 7、Thaicom 8 を運用してサービスを提供している。

## VI 運営体

### 1 TOT

TOT Public Company Limited

Tel.	+66 2240 0701
URL	<a href="https://www.tot.co.th/">https://www.tot.co.th/</a>
所在地	89/2 Moo 3 Thanon Chaeng Wattana, Khet Laksi, Bangkok, 10210, THAILAND
幹部	Morakot Thienmontree（社長代行／Acting president）

概要

市内・長距離通信サービス、データ通信サービスを提供している電気通信事業者。2002年7月に株式会社化した。

## 2 CAT Telecom

Tel.	+66 2 104 3000
URL	<a href="https://www.catt telecom.com/">https://www.catt telecom.com/</a>
所在地	99 Moo3 Tbanon Chaeng Watthana, Khet Laksi, Bangkok 10210, THAILAND
幹部	Sanpachai Huvanandana (社長/President)

### 概要

1977年設立。2003年8月に株式会社化した。株式のすべてを財務省が保有している。国際電気通信サービスを提供している。また、衛星や海底ケーブル経由の国際電話回線及び無線電信サービスも提供している。

## 3 その他の主な事業者

事業分野	事業者	URL
移動体通信	AIS	<a href="https://www.ais.co.th/">https://www.ais.co.th/</a>
	DTAC	<a href="https://www.dtac.co.th/">https://www.dtac.co.th/</a>
	TrueMove H	<a href="https://truemoveh.truecorp.co.th/">https://truemoveh.truecorp.co.th/</a>
衛星通信	Thaicom	<a href="https://www.thaicom.net/">https://www.thaicom.net/</a>

[TeleGeography「GlobalComms Database」、各社ウェブサイト 等]

# 放 送

## I 監督機関等

### 1 国家放送通信委員会 (NBTC)

(通信/ I - 2の項参照)

#### 所掌事務

「2007年憲法」では、通信事業と放送事業を監督するNBTCの設置が規定され、2010年12月には設置のための法律「NBTC法」(通信/ II - 1の項参照)が施行され、放送事業の監督、周波数監理等を担うこととなった。2011年9月にはNBTCの委員が選出された。

### 2 首相府広報局 (PRD)

Government Public Relations Department

Tel.	+66 2 618 2323
URL	<a href="https://thailand.prd.go.th/">https://thailand.prd.go.th/</a>
所在地	Rama VI Rd., Soi 30, Bangkok 10400, THAILAND

所掌事務

政府の広報的役割を所掌している。放送、出版及びマルチメディア政策を通じて政府の広報活動を行っている。教育放送的性格を有する地上テレビ放送と国営ラジオ放送を所有している。財源は国庫交付金のほか、広告時間帯の使用料収入である。

**II 法令**

**1 2008年放送法**

2008年3月に同法が制定された。同法では、放送免許の枠組みを定めている。2017年一部改正。

**2 周波数割当及び放送・電気通信規制のための組織に関する法律（通称：NBTC法）（2010年・2017年改正）**

（通信／II－1の項参照）

**III 政策動向**

**1 免許制度**

「2008年放送法」では、放送免許を三つ（公共サービス用、地域サービス用、商業サービス用）に分類し、免許を付与された放送事業者は公共の利益と視聴者の利益を目的として事業を行うことと定めている。放送免許体系では、設備免許とネットワーク免許とは別に、個別のチャンネルを提供するサービス免許枠が用意された点が新しい。その際、設備免許を保有する事業者であっても、放送サービスのチャンネルを提供する場合には、サービス免許も合わせて取得する必要がある。2013年12月の入札では15年間の免許は民間の16の事業者（24チャンネル）により取得された。

**2 コンテンツ規制**

「2008年放送法」では、民主主義体制、国家の安全、国民の良心、道徳、健康を脅かす番組は禁止されている。

**3 デジタル放送**

NBTCは、3Gオークションと並んで放送のデジタル化を最重要課題としていた。2012年にはデジタル放送の方式を欧州方式（DVB-T2）と決定した。高画質（HD）バラエティ7局、標準画質（SD）バラエティ7局、報道7局、子ども・

教育局 3 局の合計 24 局分の放送免許について、2013 年 12 月末に NBTC はオークションを実施し、合計 508 億 6,000 万 THB を得た。

2014 年 4 月から、公共サービス部門の 3 チャンネルと商業サービス部門の 24 チャンネル（2015 年 12 月以降は 22 チャンネル）の地上デジタル放送が、バンコク都、チェンマイ県、ナコンラーチャシーマー県等で開始された。

NBTC は、地上デジタル放送の受信が可能なセットトップボックスの購入補助クーポン（690THB）の配布を 2014 年 10 月から開始し、2017 年末には未購入者を対象に 398 万枚のクーポンを配布した。

なお、アナログ放送を行っていた 6 系統のうち、Channel 3 のみアナログ放送を継続（2020 年に完全移行）し、他系統はデジタル化移行を終えた。

#### 4 2012 年放送事業基本計画

通信分野と同様に公示から 5 年間の期間に適用される計画であり、放送資源の透明かつ公平な配分や、公共の利益のための自由で公正な競争の促進を掲げている。また、民主主義社会の基礎の構築に向け、消費者保護、放送に関する権利と自由、多様かつ質の伴ったデータ・情報に平等かつ適切にアクセスできるようにしていくとしている。同基本計画での目標は次の五つである。

- ・公正かつ効率的な周波数の使用認可と放送事業の許可から国民が利益を受ける。
- ・消費者が放送サービスを利用できるようになり、かつ、権利が保護される。
- ・あらゆる階層の国民が多様なデータ・情報に平等にアクセスする権利と自由を持つようになる。また、公共の利益のための放送事業向けに周波数が使用できるようになる。
- ・放送事業の認可された事業者が質の向上を図り、倫理基準を持つようになる。
- ・放送事業の近代化と採算性の向上を進める。

## IV 事業の現状

### 1 ラジオ

NBTC が 2012 年 11 月以降に放送内容別に 3 種類のラジオ放送免許を交付している。2018 年 8 月現在、コミュニティ用は 212 局、公共サービス用は 728 局、商業用は 3,226 局の計 4,166 局の免許が交付されている。

主なラジオ放送事業者は、首相府広報局直轄の NBT が運営する Radio Thailand である。

国際放送は、NBT が海外向けサービスとして、12 言語で「Radio Thailand World Service」を提供している。

### 2 テレビ

デジタル放送開始時には参入が多数あり 27 系統で始まった。その後も、新規

参入や退出が相次ぎ、競争激化で経営状態の悪い局が出てきたため、2018年5月23日、タイ国家平和秩序評議会(National Council for Peace and Order:NCPO)は2017年憲法44条に基づき、NBTCに対してデジタルテレビ事業権料の支払いが困難な放送事業者に3年の猶予を設ける命令を発出した。2019年8月に4系統、9月に3系統が放送を終了した。2019年末現在、公共サービス部門の4系統と商業部門の15系統のサービスを提供している。

### 3 衛星放送・ケーブルテレビ

衛星放送とケーブルテレビ・サービスのプラットフォーム事業者は、True Visions や PSI (Poly Satellite Industry) 等の11社がある。最大手事業者は、2003年に設立されたCPグループのTrue Visionsで、2006年には1998年設立のUBCを合併した。PSIはIPTVも提供している。

また、メディア企業のプージャッガーンが保有するASTV(Asia Satellite TV)がNSS6衛星を使用している。ASTVでは、規格に合致した衛星アンテナを設置することで、国内外の放送を無料で受信できる。

ケーブルテレビ協会(Cable TV Association)に加盟している事業者は、全国に250社で、地方局を含めると500局以上が運営されている。大手事業者は、衛星放送も行うTrue Visions や PSI 等である。

## V 運営体

### 1 首相府広報局 (PRD)

(I-2の項参照)

#### 概要

PRDが、NBT、Radio Thailandを所有している。

### 2 タイ公共放送 (TPBS)

Thai PBS

Tel.	+66 2790 2122
URL	<a href="https://www.thaipbs.or.th/">https:// www.thaipbs.or.th/</a>
所在地	145 Viphavadi Rangsit Rd., Talat Bangkhen, Lak Si, Bangkok 10210, THAILAND
幹部	Wilasinee Phiphitkul (会長/Director General)

#### 概要

2007年10月に成立、2008年1月に施行された「公共放送機構法」により設置されたタイで唯一の公共放送。広告は入れず、財源は酒税とたばこ税による税収総額の1.5%で20億THBを超えない額と定められている。

### 3 タイ・マスコミ公団 (MCOT)

Mass Communication Organization of Thailand Public Company Limited

Tel.	+66 2201 6388
URL	<a href="http://www.mcot.net/">http://www.mcot.net/</a>
所在地	63/1 Rama IX Rd., Huay Kwang, Bangkok 10310, THAILAND
幹部	Sorajak Kasemsuvan (会長 / Chairman)

概要

地上デジタル・チャンネル (9 MCOT HD チャンネル 30) を提供している。タイ国営企業法 BE 2542 (1999) により株式会社化され、2004 年 8 月にタイ証券取引所に上場した。発行済株式の 66% を財務省が、12% を政府貯蓄銀行が保有しており「公団」の名称は続いている。

電 波

I 監督機関等

1 監督機関

国家放送通信委員会 (NBTC)

(通信 / I - 2 の項参照)

2 標準化機関

タイ産業標準機構 (TISI)

Thai Industrial Standards Institute

Tel.	+66 2202 3400
URL	<a href="https://www.tisi.go.th/">https://www.tisi.go.th/</a>
所在地	75/42 Rama VI Rd., Ratchathewi, Bangkok 10400, THAILAND
幹部	Wanchai Phanomchai (事務総長 / Secretary General)

所掌事務

消費者保護、自然環境保護、産業育成、標準化の推進による貿易の推進を目的として、1966 年に設立された。TISI は、「産業製品標準法 (Industrial Products Standards Act B.E. 2511 (1968))」「国家標準化法 (National Standardization Act B.E.2551 (2008))」や工業省 (Ministry of Industry) の政策及びマスタープラン、政府の政策等に基づき活動を行っている。

標準化関連では以下の活動を行っている。

- ・国内／地域／国際標準の策定作業
- ・基準認証

なお、ISO/IEC（国際標準化機構／国際電気標準会議：International Organization for Standardization/International Electrotechnical Commission）の委託を受けて、同規格の標準設定・審査も行っている。

## II 電波監理政策の動向

### 1 電波監理の概要

NBTC は、2011 年に発足後、2012 年 4 月には、「電波管理・通信・放送基本計画」を施行した。同計画は、周波数管理、通信分野、放送分野における基本計画を定めたものである。その中で周波数管理については「2012 年周波数管理基本計画」が定められ、国民に対して最高の利益を生み出すように周波数管理を行うこととして、自由で公正な競争を考慮し、公共の利益に関する多様な事業にあまねく周波数利用を分散させるとのビジョンに基づいて、次の六つの目標を掲げている。

- ・国際周波数管理に関する協力メカニズムを用意する。
- ・周波数の割当て・調整のために周波数の返還に関する原則規定と時期を定める。
- ・国の安全保障面での周波数管理の原則とメカニズムを用意する。
- ・公共災害の防止・緩和や緊急事態・災害対応のための周波数割当てとその使用の原則を定める。
- ・地上デジタル放送の変更計画を用意する。
- ・民間セクターに対する周波数割当てやコミュニティ・サービスを行う非営利活動向けに各エリアでの周波数帯全体の 20% 以上を使用できるようにする。

### 2 無線局免許制度

「NBTC 法」第 41 条及び第 45 条により、すべての無線機器の製造、保有、輸出入、売買、利用には、別に定める場合を除いて、免許を必要とする。一部移動電話、コードレス電話、CB 無線機器等については、個別に省令で定めることによって、免許不要での使用を許可している。なお、旧法で認められた免許不要局は継続して有効であり、Wi-Fi 機器については、2004 年 1 月に、ワイヤレス・マイク、コードレス電話機、GSM 端末、ISM 機器、2.4-2.5GHz で 100mW 以下の無線機器等の免許不要での使用が認定された。また、RFID については UHF 帯（920-925MHz）が割り当てられているが、出力 0.5W 以上では免許が必要である。

### 3 周波数割当

タイでは、NBTC が設立される 2011 年以前は、国有企業の TOT と CAT Telecom



(いずれも財務省が保有) に対してのみ、周波数が割り当てられていた。一方で、民間企業 (AIS、DTAC、TrueMove (当時) 等) は、BTO (Build-Transfer-Operate) 方式により、国有企業からモバイル事業権 (mobile concession) を付与されることによって、モバイル・サービスを提供していた。BTO 方式は、民間企業が整備したインフラ資産は国有企業が保有し、民間企業の収益はレベニュー・シェアによって国有企業へその一部が還元される仕組みで、現在でも存続している。

2011 年の NBTC 設立により、民間企業に対してオークションによって周波数を割り当てる権限が NBTC に付与され、民間企業が周波数免許を保有することが認められるようになり、民間企業はオークションによる割当てが、国有企業は優先割当てが行われている。

NBTC は、2013 年 1 月 28 日に、2012～2016 年周波数再編ロードマップを発表している。これによると、CAT Telecom から借り受けて TrueMove (当時) 及び AIS が使用している 1.8GHz 帯は 2013 年 9 月に無効に、2015 年 3 月には、TOT から借り受けて AIS が使用している 1.8GHz 帯が無効に、2018 年 9 月には、CAT Telecom から借り受けて DTAC が使用している 1.8GHz 帯及び 800MHz 帯が無効となった。

NBTC は、2017 年に発表した「周波数管理マスタープラン No.3 (B.E.2560)」のフットノートにおいて、以下の方針を表明している。

- ・ 526.5-1605.5kHz は、2020 年までに放送サービス用として再配置を完了する。

- ・ 470-960MHz は以下のとおり。

- 470-510MHz は、2020 年までに固定及び移動体通信サービスを終了し地上デジタル放送に割り当てる。

- 510-790MHz は、2023 年に放送サービスを終了し 698-806MHz を IMT 用とする。

- 794-806MHz は、2023 年にワイヤレスマイク・サービスを終了し 698-806MHz を IMT 用とする。

- 806-960MHz は、IMT、トランクラジオ、公共保安・災害救援通信 (Public Protection and Disaster Relief : PPDR)、RFID、鉄道信号用とする (814-824MHz/859-869MHz は、PPDR に予約されている)。

- ・ 1427-1518MHz は、2023 年までに IMT 用として再配置を完了する。

- ・ 2300-2400MHz は、2020 年までに IMT 又は BWA 用として再配置を完了する。

- ・ 2500-2690MHz は、2018 年までに IMT 又は BWA 用として再配置を完了する。

- ・ 50-54MHz は、移動サービス、固定サービス、放送サービス、アマチュア・

サービスが共有できるよう再配置を行う。アマチュア・サービスとしての利用は共有の研究が完了するまでは認められない。

・デジタルラジオ用として再配置の対象となる帯域は、2019年までに完了する。

・T-IMT 450-470MHz、698-960MHz、1427-1518MHz、1710-2025MHz、2110-2200MHz、2300-2400MHz、2500-2600MHzは、無線通信規則（Radio Regulations：RR）に従いIMT用の帯域に指定する。

なお、NBTCは、4年程度の期間で1.5GHz帯を携帯電話に割り当て直す方針である。

同国初となる周波数オークションは2012年12月に実施され、既存事業者3社（AIS、DTAC、True）が2100MHz帯（1920-1965MHz/2110-2155MHz）の15MHz幅×2の3枠を獲得、3G免許が付与され、2013年5月からサービスが開始された。更に、NBTCは1.8GHz帯（1710-1740MHz/1805-1835MHz）を4Gに割り当てるための周波数オークションを、2015年11月に実施、15MHz幅×2の2枠をTrueMove（当時）とAISの2社が落札した。1800MHz帯4Gの免許期間は18年間で、4Gの人口カバレッジは2年以内に50%、4年以内に80%を達成するほか、現行の3G料金よりも安く、低所得者向けには特別料金でLTEを提供することが求められる。なお、CAT Telecomは優先的に20MHzの帯域を割り当てられている。

900MHz帯（895-915MHz/940-960MHz）4Gオークションは、2015年12月に実施され、10MHz幅×2の2枠をTrueMove（当時）とJas Mobile Broadbandが落札した。Jas Mobile Broadbandは支払期限までに免許料を用意できず免許を取得できなかった。2016年5月に900MHz帯のオークションが再び行われ、AISが756億5,000万THBで落札し900MHz帯の免許を取得した。

NBTCは、DTACが使用する1.8GHz帯45MHz幅×2（同年9月に無効）については2018年8月に、900MHz帯5MHz幅×2と一緒にオークションを実施した。1800MHz帯は、AISとDTACがそれぞれ、一つのロット5MHz幅×2を125億1,100万THBで落札した。一方、900MHz帯は、近接する帯域に、NBTCが高速列車の移動体通信システムとして使用するとして運輸省と了解覚書を締結している帯域があり、入札条件には入札者が干渉対策をすることとなっていること等から敬遠され、応札者がなかった。

NBTCは落札されなかった900MHz帯の再オークションを2018年10月に実施、DTAC1社が入札に応じ、379億8,000万THBで落札した。DTACは、現在使用している850MHz帯の免許が2年間延長され、その間に獲得した900MHz帯に移行してハードウェア更新の予定である。

なお、政府は5G投資促進政策のため、通信大手3社に対し、2019年6月に実

施された 700MHz 帯の周波数割当に参加して 2020 年までの 5G の商用化を約束すれば、4G の周波数ライセンス料の支払期限を従来の最長 2021 年から最長 2026 年まで延長することを認めた。

2020 年 2 月、NBTC は、700MHz、2600MHz、及び 26GHz 帯域のオークションを行い、48 の落札があり 1,005 億 THB を得た。うち、AIS グループが 23、True グループが 17、TOT が 4、DTAC 及び CAT Telecom がそれぞれ 2 の免許を取得した。

#### 4 周波数取引

「NBTC 法」第 43 条及び第 46 条において、通信放送事業における周波数免許の取引を禁じている。

#### 5 電波利用料制度

「NBTC 法」第 42 条及び第 45 条において、NBTC が電波利用料額の設定と徴収の権限を有することが定められている。NBTC は電波の利用目的、利用周波数、帯域幅等に比例する電波利用料を徴収している。料額は定期的に見直される。

ただし、政府は適用が除外されているほか、3 か月以下の短期利用、試験研究用、国連等の傘下にある専門機関、大使館及び領事館も除外される。基本的な計算式は、以下のとおり。

・周波数利用料 = (帯域幅 × 周波数定数 × 用途定数) + 最低料金

-帯域幅は kHz の単位

-周波数定数は、10kHz から 1GHz まで 10、3GHz まで 5、10GHz まで 0.5、20GHz まで 0.05、それ以上は 0.001

-用途定数は、公共用用途は 5、民間用途は 10

-最低料金は、無線呼出、ラジオ放送は 5 万 THB、テレビ放送、有料放送は 10 万 THB

#### 6 電波の安全性に関する基準

電磁界ばく露に関する基準は整備されていないが、公衆衛生省 (Ministry of Public Health : MOPH) の医療科学部 (Department of Medical Science : DMSc) を中心に検討されている。

その結果、NBTC は、安全基準及び測定法を策定したほか、地域センターで電界強度の測定も実施している。

### Ⅲ 周波数分配状況

NBTC によりマスタープランと分配表が掲載されている。

・ URL :

[https://www.nbtc.go.th/getattachment/spectrum\\_management/%E0%B9%81%E0%B8%9C%E0%B8%99%E0%B9%81%E0%B8%A1](https://www.nbtc.go.th/getattachment/spectrum_management/%E0%B9%81%E0%B8%9C%E0%B8%99%E0%B9%81%E0%B8%A1)

B9%88%E0%B8%9A%E0%B8%97/Thailand-National-Frequency-Allocation-  
Table- (Engl/29318/SMMP-2560 (2017) -unofficial-translation-22012561-  
4.pdf.aspx